

第8回
館林市・板倉町合併協議会
会議資料

日時：平成29年10月17日（火）午前10時

場所：館林市文化会館小ホール

議案第8号（継続審議）

合併協定項目1 合併の方式について

合併の方式について、次のとおり提案する。

平成29年10月17日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項 目	合併協定項目1 合併の方式
調整方針	両市町の合併は、邑楽郡板倉町を廃し、その区域を館林市に編入する「編入合併」とする。

議案第20号

合併協定項目22 消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成29年10月17日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目22 消防団の取扱い
調整方針	消防団については、合併時に1つの消防団として統合する。ただし、地域に密着した消防団活動の特性を保持するため、役員構成については、合併後に速やかに再編する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 2 消防団の取扱い	関係項目	
調整方針	消防団については、合併時に1つの消防団として統合する。ただし、地域に密着した消防団活動の特性を保持するため、役員構成については、合併後に速やかに再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>○館林消防団</p> <p>1 組織 10分団18班体制、合計248名</p> <p>(1) 本部</p> <p style="padding-left: 20px;">団長 1名</p> <p style="padding-left: 20px;">副団長 3名</p> <p style="padding-left: 20px;">本部員 4名</p> <p style="padding-left: 40px;">計8名</p> <p>(2) 分団</p> <p style="padding-left: 20px;">第1分団～第10分団（全18班）</p> <p style="padding-left: 40px;">分団長 10名</p> <p style="padding-left: 40px;">副分団長 11名</p> <p style="padding-left: 40px;">班長 21名</p> <p style="padding-left: 40px;">団員 198名</p> <p style="padding-left: 60px;">計240名</p> <p>2 行事</p> <p>(1) 組合主催</p> <p style="padding-left: 20px;">出初め式、ポンプ操法競技大会、水防工法習得講習会、秋季点検、非常招集訓練</p> <p>(2) 市主催</p> <p style="padding-left: 20px;">総合防災訓練（避難訓練）、各地区体育祭等、各地区自主防災訓練等</p>		<p>○板倉消防団</p> <p>1 組織 5分団体制、合計103名</p> <p>(1) 本部</p> <p style="padding-left: 20px;">団長 1名</p> <p style="padding-left: 20px;">副団長 2名</p> <p style="padding-left: 40px;">計3名</p> <p>(2) 分団</p> <p style="padding-left: 20px;">第1分団～第5分団（全5分団）</p> <p style="padding-left: 40px;">分団長 5名</p> <p style="padding-left: 40px;">副分団長 5名</p> <p style="padding-left: 40px;">班長 10名</p> <p style="padding-left: 40px;">団員 80名</p> <p style="padding-left: 60px;">計100名</p> <p>2 行事</p> <p>(1) 組合主催</p> <p style="padding-left: 20px;">出初め式、ポンプ操法競技大会、水防工法習得講習会、秋季点検、春季火災予防防火パレード</p> <p>(2) 町主催</p> <p style="padding-left: 20px;">総合防災訓練（避難訓練）、板倉まつり、文化財模擬火災訓練、町民体育祭等</p>	
		具体的な調整内容	
		<p>消防団については、館林市、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町により、館林地区消防組合消防団を運営しているため、団員の処遇や活動内容は統一されており、変更の必要はない。</p> <p>ただし、組織体制及び名称については、地域特性を考慮しつつ、方面隊制あるいは支団制などの体制を検討し、合併時までに統合する。</p> <p>なお、役員構成及び役員数については、団員の士気向上に配慮したうえで、合併後速やかに再編する。</p>	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
3 報酬（年額） 団長 289,000 円 副団長 209,000 円 分団長 163,000 円 副分団長 109,000 円 班長 70,000 円 団員 55,000 円 ※消防ポンプ自動車等の機関員及び警鐘員には、それぞれ年額 2,000 円を加算する。	3 報酬（年額） 団長 289,000 円 副団長 209,000 円 分団長 163,000 円 副分団長 109,000 円 班長 70,000 円 団員 55,000 円 ※消防ポンプ自動車等の機関員及び警鐘員には、それぞれ年額 2,000 円を加算する。	

議案第21号

合併協定項目23-18 農林水産関係事業について

農林水産関係事業について、次のとおり提案する。

平成29年10月17日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-18 農林水産関係事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 農業振興地域整備計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。2 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。3 農地転用許可については、合併時に統合する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-18 農林水産関係事業	関係項目	1 農業振興地域整備計画
調整方針	農業振興地域整備計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良な農地を保全するとともに、農業振興に関する各種施策を計画的に実施するため、総合的な農業振興の計画を定める。</p> <p>【概要】</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 農用地利用計画</p> <p>(2) 農業生産基盤の整備開発計画</p> <p>(3) 農用地等の保全計画</p> <p>(4) 規模拡大農用地等の効率的利用の促進計画</p> <p>(5) 農業近代化施設の整備計画</p> <p>(6) 農業を担うべき者の育成確保のための施設の整備計画</p> <p>(7) 農業従事者の安定的な就業の促進計画</p> <p>(8) 生活環境施設の整備計画</p> <p>2 面積（平成29年4月1日現在）</p> <p>行政区域 6,097.00 ha</p> <p>農業振興地域 4,401.00 ha</p> <p>農用地区域（青地） 2,126.23 ha</p> <p>3 農用地区域からの除外手続き（農用地利用計画の変更）</p> <p>除外申請受付 8月（年1回）</p>	<p>【目的】 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良な農地を保全するとともに、農業振興に関する各種施策を計画的に実施するため、総合的な農業振興の計画を定める。</p> <p>【概要】</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 農用地利用計画</p> <p>(2) 農業生産基盤の整備開発計画</p> <p>(3) 農用地等の保全計画</p> <p>(4) 規模拡大農用地等の効率的利用の促進計画</p> <p>(5) 農業近代化施設の整備計画</p> <p>(6) 農業を担うべき者の育成確保のための施設の整備計画</p> <p>(7) 農業従事者の安定的な就業の促進計画</p> <p>(8) 生活環境施設の整備計画</p> <p>2 面積（平成29年4月1日現在）</p> <p>行政区域 4,186.00 ha</p> <p>農業振興地域 3,789.00 ha</p> <p>農用地区域（青地） 1,930.30 ha</p> <p>3 農用地区域からの除外手続き（農用地利用計画の変更）</p> <p>除外申請受付 6月及び12月（年2回）</p>	<p>農業振興地域整備計画については、合併時は市町の計画をそのまま移行し、合併後に新市において策定する。</p> <p>ただし、農用地区域からの除外手続きについては、合併時まで調整する。</p>	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-18 農林水産関係事業	関係項目	2 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
調整方針	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標や農業経営者に対する農用地の利用目標などを総合的に定める。</p> <p>【策定日】 平成6年10月28日（平成28年12月最終改正）</p> <p>【概要】</p> <p>1 目標年次 概ね10年後</p> <p>2 農業経営の目標</p> <p>(1) 年間労働時間（主たる従事者1人あたり） 2,000時間程度</p> <p>(2) 年間農業所得（主たる従事者1人あたり）</p> <p>① 効率的かつ安定的な農業経営の指標 370万円</p> <p>② 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 250万円</p>		<p>【目的】 農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標や農業経営者に対する農用地の利用目標などを総合的に定める。</p> <p>【策定日】 平成7年1月24日（平成29年1月最終改正）</p> <p>【概要】</p> <p>1 目標年次 概ね10年後</p> <p>2 農業経営の目標</p> <p>(1) 年間労働時間（主たる従事者1人あたり） 2,000時間程度</p> <p>(2) 年間農業所得（主たる従事者1人あたり）</p> <p>① 効率的かつ安定的な農業経営の指標 370万円</p> <p>② 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 250万円</p>	
		具体的な調整内容	
		農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、合併時は市町の構想をそのまま移行し、合併後に新市において策定する。	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>(3) 主要な営農類型 地域農業の現況を踏まえ、農業経営の類型ごとに経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等の指標を具体的に定めている。</p> <p>① 効率的かつ安定的な農業経営の指標 [個別経営体 12類型] ・ 水稻+麦 ・ 施設野菜（キュウリ）+水稻+麦 等</p> <p>[組織経営体 1類型] ・ 水稻+麦+露地野菜（キュウリ）</p> <p>② 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 [個別経営体 8類型] ・ 水稻+麦 ・ 施設野菜（キュウリ専作） 等</p> <p>(4) 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標 85%</p>	<p>(3) 主要な営農類型 地域農業の現況を踏まえ、農業経営の類型ごとに経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等の指標を具体的に定めている。</p> <p>① 効率的かつ安定的な農業経営の指標 [11類型] ・ 水稻+麦 ・ 施設野菜（キュウリ）+水稻+麦 等</p> <p>② 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 [6類型] ・ 水稻+麦 ・ 施設野菜（キュウリ専作） 等</p> <p>(4) 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標 79%</p>	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-18 農林水産関係事業	関係項目	3 農地転用許可
調整方針	農地転用許可については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 土地の農業的利用と非農業的利用（開発）との調整を図りつつ、農地の荒廃及び乱開発を防止して優良農地を確保するため、農地法に基づき市街化区域外の農地を農地以外に利用する目的で転用する場合に許可を要する。</p> <p>【概要】</p> <p>1 許可権者</p> <p>(1) 4 ha以下の場合 市農業委員会</p> <p>(2) 4 ha超の場合 市農業委員会が申請を受理し、県へ進達のうえ、県知事が許可する。</p> <p>2 許可区分</p> <p>(1) 農地法第4条に基づき農地を転用するもので、権利の移転又は設定を伴わないもの ※平成28年度許可件数 11件</p> <p>(2) 農地法第5条に基づき農地を転用するもので、権利の移転又は設定を伴うもの ※平成28年度許可件数 50件</p>		<p>【目的】 土地の農業的利用と非農業的利用（開発）との調整を図りつつ、農地の荒廃及び乱開発を防止して優良農地を確保するため、農地法に基づき市街化区域外の農地を農地以外に利用する目的で転用する場合に許可を要する。</p> <p>【概要】</p> <p>1 許可権者</p> <p>町農業委員会が申請を受理し、県へ進達のうえ、県知事が許可する。</p> <p>2 許可区分</p> <p>(1) 農地法第4条に基づき農地を転用するもので、権利の移転又は設定を伴わないもの ※平成28年度許可件数 4件</p> <p>(2) 農地法第5条に基づき農地を転用するもので、権利の移転又は設定を伴うもの ※平成28年度許可件数 14件</p>	
		具体的な調整内容	
		農地転用許可については、館林市の例により合併時に統合する。	

議案第22号

合併協定項目23-19 商工・観光関係事業について

商工・観光関係事業について、次のとおり提案する。

平成29年10月17日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項 目	合併協定項目23-19 商工・観光関係事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 新規団地開発の推進については、現行のとおり新市において継続する。2 板倉ニュータウンの整備については、現行のとおり新市において継続する。3 板倉ニュータウンの産業施設及び商業施設の誘致促進については、現行のとおり新市において継続する。4 中小企業融資制度については、次のとおりとする。<ol style="list-style-type: none">(1) 資金融資については、合併時に統合する。ただし、小企業者緊急経営資金については、合併時に廃止する。(2) 利子補給金については、合併時に統合する。

	5 観光行事については、現行のとおり新市において継続し、必要に応じて合併後に再編する。
--	---

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-19 商工・観光関係事業	関係項目	1 新規団地開発の推進																																				
調整方針	新規団地開発の推進については、現行のとおり新市において継続する。																																						
現		況																																					
館 林 市		板 倉 町																																					
<p>【目的】 財源確保と雇用の維持及び拡大、地域経済の更なる活性化を図ることを目的とする。</p> <p>【概要】 1 市内の団地（平成29年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>館林工業団地</td><td>32.8</td></tr> <tr><td>館林金属工業団地</td><td>6.3</td></tr> <tr><td>鞍掛第一工業団地</td><td>28.0</td></tr> <tr><td>館林東部工業団地</td><td>53.0</td></tr> <tr><td>北部工業団地</td><td>30.3</td></tr> <tr><td>北部第二工業団地</td><td>11.2</td></tr> <tr><td>北部第三工業団地</td><td>16.7</td></tr> <tr><td>野辺流通団地</td><td>4.8</td></tr> <tr><td>野辺第二流通団地</td><td>16.8</td></tr> <tr><td>谷田川北部産業団地</td><td>18.9</td></tr> <tr><td>渡瀬南部産業団地</td><td>9.6</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>228.4</td></tr> </tbody> </table> <p>2 新規団地開発計画 既存工業・産業団地の拡張</p>		団地名	面積 (ha)	館林工業団地	32.8	館林金属工業団地	6.3	鞍掛第一工業団地	28.0	館林東部工業団地	53.0	北部工業団地	30.3	北部第二工業団地	11.2	北部第三工業団地	16.7	野辺流通団地	4.8	野辺第二流通団地	16.8	谷田川北部産業団地	18.9	渡瀬南部産業団地	9.6	合 計	228.4	<p>【目的】 財源確保と雇用の維持及び拡大、地域経済の更なる活性化を図ることを目的とする。</p> <p>【概要】 1 町内の団地（平成29年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>板倉工業団地</td><td>37.1</td></tr> <tr><td>岩田流通団地</td><td>16.0</td></tr> <tr><td>板倉ニュータウン産業用地</td><td>66.8</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>119.9</td></tr> </tbody> </table> <p>※板倉ニュータウン産業用地については、66.8ha（太陽光発電所用地5ha含む。）のうち、16.4haが分譲済み（平成29年4月1日現在）。</p> <p>2 新規団地開発計画 なし</p>		団地名	面積 (ha)	板倉工業団地	37.1	岩田流通団地	16.0	板倉ニュータウン産業用地	66.8	合 計	119.9
団地名	面積 (ha)																																						
館林工業団地	32.8																																						
館林金属工業団地	6.3																																						
鞍掛第一工業団地	28.0																																						
館林東部工業団地	53.0																																						
北部工業団地	30.3																																						
北部第二工業団地	11.2																																						
北部第三工業団地	16.7																																						
野辺流通団地	4.8																																						
野辺第二流通団地	16.8																																						
谷田川北部産業団地	18.9																																						
渡瀬南部産業団地	9.6																																						
合 計	228.4																																						
団地名	面積 (ha)																																						
板倉工業団地	37.1																																						
岩田流通団地	16.0																																						
板倉ニュータウン産業用地	66.8																																						
合 計	119.9																																						
		具体的な調整内容																																					
		新規団地開発の推進については、板倉ニュータウン産業用地の整備及び分譲について考慮しながら、合併後も新規団地開発の事業化に向けて引き続き群馬県へ協力を要請する。																																					

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-19 商工・観光関係事業	関係項目	2 板倉ニュータウンの整備												
調整方針	板倉ニュータウンの整備については、現行のとおり新市において継続する。														
現		況													
館 林 市	板 倉 町		具体的な調整内容												
事業なし	<p>○板倉ニュータウン</p> <p>【目的】 住宅用地等の販売や商業用地の利活用を促進し、町の人口減少の歯止めと、まちの賑わい創出や地域経済の活性化を図るため、板倉ニュータウンの早期完成を目指す。</p> <p>【概要】</p> <p>1 事業主体 群馬県（企業局）</p> <p>2 開発総面積（平成29年4月1日現在）</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>住宅用地</td><td>64.3 ha</td></tr> <tr><td>商業・業務用地</td><td>25.7 ha</td></tr> <tr><td>産業用地</td><td>66.8 ha</td></tr> <tr><td>大学用地</td><td>35.8 ha</td></tr> <tr><td>都市計画公園用地</td><td>25.4 ha</td></tr> <tr><td>合計</td><td>218.0 ha</td></tr> </table> <p>3 内容 群馬県企業局による造成工事が円滑に進むように、地元への説明対応や町関係部署との調整など、群馬県と連携し事業を推進する。</p>		住宅用地	64.3 ha	商業・業務用地	25.7 ha	産業用地	66.8 ha	大学用地	35.8 ha	都市計画公園用地	25.4 ha	合計	218.0 ha	板倉ニュータウンの整備については、現行のとおり新市において継続する。
住宅用地	64.3 ha														
商業・業務用地	25.7 ha														
産業用地	66.8 ha														
大学用地	35.8 ha														
都市計画公園用地	25.4 ha														
合計	218.0 ha														

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-19 商工・観光関係事業	関係項目	3 板倉ニュータウンの産業施設及び商業施設の誘致促進
調整方針	板倉ニュータウンの産業施設及び商業施設の誘致促進については、現行のとおり新市において継続する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
事業なし	<p>【目的】 産業施設及び商業施設の誘致促進を図るため、必要な優遇措置を講ずることにより、優良な産業施設等の立地及び雇用機会の拡大を図り、もって地域の発展及び町民生活の利便性の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>【概要】 板倉ニュータウン地区内の産業用地及び商業用地に進出する指定事業者に対し、奨励金を交付する。</p> <p>【優遇措置】</p> <p>1 産業施設立地促進奨励金</p> <p>(1) 指定集積業種※に属する事業者 事業開始後の課税初年から5年間、固定資産税額の15%を交付する。</p> <p>(2) 指定集積業種※に属さない事業者 事業開始後の課税初年から5年間、固定資産税額の10%を交付する。</p> <p>※企業立地促進法基本計画に基づいて集積業種に指定された業種（基盤技術・アナログ技術関連産業、医療健康・食品産業、環境・エネルギー関連産業）</p>		<p>具体的調整内容</p> <p>板倉ニュータウンの産業施設及び商業施設の誘致促進については、現行のとおり新市において継続する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
	<p>2 商業施設立地促進奨励金 事業開始後の課税初年から5年間、固定資産税相当額を交付する。</p> <p>3 雇用促進奨励金 事業開始以前から町内に居住している者を新規雇用した場合に、事業開始日から1年以上継続して雇用された者の人数に対し、1人あたり10万円を交付する。ただし、300万円を限度とし、1回限りの交付とする。</p> <p>4 緑地設置奨励金 商業用地において、緑化に要する経費の30%を交付する。ただし、300万円を限度とし、1回限りの交付とする。</p> <p>5 地球温暖化対策奨励金 地球温暖化対策に要する経費のうち、国及び県等からの補助金を控除した額の30%を交付する。ただし、300万円を限度とし、1回限りの交付とする。</p>	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-19 商工・観光関係事業	関係項目	4 中小企業融資制度に関すること
調整方針	中小企業融資制度に関することについては、次のとおりとする。 (1) 資金融資については、合併時に統合する。ただし、小企業者緊急経営資金については、合併時に廃止する。 (2) 利子補給金については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
1 中小企業資金融資 【目的】 中小企業者及び中小企業体が必要とする施設及び設備の整備並びに経営の合理化及び安定化に必要な資金の融資を促進し、中小企業の振興に資することを目的とする。 【概要】 (1) 小口資金 ① 対象者 市内に事業所、店舗又は工場を有し、同一の事業を1年以上営んでいる市税等及び県税の未納がない中小企業者 ② 資金用途 運転資金、設備資金 ③ 融資限度額 1, 250万円 ④ 融資利率 年1. 8% ⑤ 融資期間 運転資金 6年以内（6か月以内の据置期間含む） 設備資金 8年以内（6か月以内の据置期間含む）	1 中小企業資金融資 【目的】 資金調達に困難する町内中小企業の信用力及び担保力の不足を補い、零細小口金融の融通を図るため、群馬県と連携して町内中小企業の振興を図る。また、町内の中小企業者が施設設備を近代化する場合にその資金を貸付けることにより、企業の合理化を推進し中小企業の振興を図る。 【概要】 (1) 小口資金 ① 対象者 1年以上継続して町内に事業所等を有し、1年以上継続して特定事業を営んでいる、町税を滞納していない中小企業者 ② 資金用途 運転資金、設備資金 ③ 融資限度額 1, 250万円 ④ 融資利率 年3. 0% ⑤ 融資期間 運転資金 6年以内（6か月以内の据置期間含む） 設備資金 8年以内（6か月以内の据置期間含む）	中小企業資金融資については、制度内容が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。 ただし、小企業者緊急経営資金については、合併時に廃止する。	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>(2) 経営振興資金</p> <p>① 対象者 市内に事業所、店舗又は工場を有し、同一の事業を1年以上営んでいる中小企業者で、市税等の未納がなく、市内に設備を設置又は購入する者</p> <p>② 資金使途 設備資金</p> <p>③ 融資限度額 5,000万円</p> <p>④ 融資利率 年1.7%</p> <p>⑤ 融資期間 10年以内（12か月以内の据置期間含む）</p> <p>(3) 経営安定資金</p> <p>① 対象者 市内に事業所、店舗又は工場を有し、同一の事業を1年以上営んでいる中小企業者で、市税等の未納がなく、直近3か月の売上高又は粗利益が前年、2年前、3年前のいずれかの同期と比較して減少している者</p> <p>② 資金使途 運転資金</p> <p>③ 融資限度額 2,000万円</p> <p>④ 融資利率 融資期間5年以内 年1.5% 融資期間5年超7年以内 年1.7%</p> <p>⑤ 融資期間 7年以内（24か月以内の据置期間含む）</p>	<p>(2) 中小企業設備近代化資金</p> <p>① 対象者 町内で同一事業を3年以上継続して営み、次のいずれかの要件を備えていると認められる者</p> <p>ア) 店舗の新築、改築、増築及び店舗内外の付帯施設等に資金を必要とするとき</p> <p>イ) 事業場の新築、改築、増築及び機械設備等に資金を必要とするとき</p> <p>② 資金使途 設備資金</p> <p>③ 融資限度額 1,000万円</p> <p>④ 融資利率 年2.5%</p> <p>⑤ 融資期間 10年以内（1年以内の据置期間含む）</p>	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>(4) 小企業者緊急経営資金</p> <p>① 対象者 市内に事業所、店舗又は工場を有し、同一の事業を1年以上営んでおり、市税等の未納がなく、常時使用する従業員の数が10人以下の小企業者</p> <p>② 資金用途 緊急的に必要とする運転資金</p> <p>③ 融資限度額 100万円</p> <p>④ 融資利率 年2.0%</p> <p>⑤ 融資期間 5年以内</p> <p>2 中小企業融資利子補給金</p> <p>【目的】 中小企業者が受けた融資の支払利子に相当する額を利子補給金として交付することにより、経営の安定、設備投資の促進又は後継者の事業意欲の向上等を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 経営振興資金利子補給金</p> <p>① 対象者 経営振興資金を借り受けた市内の中小企業者で、市税等の滞納がない者。ただし、借換えについては、平成27年度以前に融資実行となった者。</p> <p>② 補給額 1年間に支払う利子額（延滞等による利子を除く。）</p> <p>③ 補給期間 1年</p>	<p>2 中小企業融資利子補給金</p> <p>【目的】 中小企業者が受けた融資の支払利子に相当する額を利子補給金として交付することにより、設備投資の促進を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 中小企業設備近代化資金利子補給金</p> <p>① 対象者 中小企業設備近代化資金を借り受けた町内の中小企業者</p> <p>② 補給額 利子額の3分の1以内</p> <p>③ 補給期間 3年以内</p>	<p>中小企業融資利子補給金については、制度内容が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>(2) 商工業後継者育成利子補給金</p> <p>① 対象者 事業の継承や分離独立に伴い、店舗、工場、販売設備又は生産設備を設置する商工業者又は後継者</p> <p>② 補給額 借入額のうち元金2,000万円を限度として1年間に支払われた利子の50%以内の額</p> <p>③ 補給期間 3年以内</p> <p>(3) 創業融資利子補給金</p> <p>① 対象融資 ア) 群馬県が実施する創業関係の融資制度 イ) 政府系金融機関が実施する創業関係の融資制度 ウ) 民間の金融機関が実施する創業関係の融資で、上記ア)、イ)の融資の標準的な条件に準じるもの</p> <p>② 対象者 次のいずれにも該当する者とする。 ア) 新たに創業する者又は創業後1年未満の者 イ) 市内で新たに本店もしくは主たる事業所を設置する法人又は市内に新たに主たる事業所を設置する個人 ウ) 市内で引き続き事業を営むことが確実と認められる者 エ) 市税等を滞納していない者</p> <p>③ 補給額及び期間 2年間に支払う利子額（延滞等による利子を除く。）</p>		

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-19 商工・観光関係事業	関係項目	5 観光行事
調整方針	観光行事については、現行のとおり新市において継続し、必要に応じて合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
行事名 館林さくらまつり 開催日 3月下旬～4月上旬 場 所 鶴生田川兩岸、多々良保安林、近藤沼、等 主 催 館林市観光協会 内 容 市内各所の桜を楽しむことができ、期間中は鶴生田川会場の桜がライトアップされる。	具体的な調整内容 観光行事については、地域資源を活用した独自の事業であるため、現行のとおり新市において継続し、必要に応じて合併後に再編する。		
行事名 こいのぼりの里まつり 開催日 3月下旬～5月上旬 場 所 鶴生田川兩岸、多々良沼、近藤沼、等 主 催 館林市観光協会 内 容 平成17年に世界記録に認定され、大小4,000匹を超えるこいのぼりが織りなす壮観な景色が見られる。			
行事名 つつじまつり 開催日 4月上旬～5月上旬 場 所 つつじが岡公園 主 催 館林市 内 容 国の名勝に指定される歴史的価値の高い推定樹齢800年のヤマツツジや樹高4mを超える巨樹群など、50余品種約1万株のツツジを見ることができる。			

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
	行事名 揚舟 谷田川めぐり 開催日 5月～6月、9月～10月の土・日曜日、祝日 場 所 群馬の水郷公園（谷田川） 主 催 板倉町 内 容 かつて水害時の避難のために使用された揚舟に乗りながら、関東地方で初めて重要文化的景観に選定された水場景観を鑑賞する。	
行事名 たてばやし花菖蒲まつり 開催日 6月初旬～6月下旬 場 所 館林花菖蒲園（つつじが岡第二公園） 主 催 館林市観光協会 内 容 200品種の花菖蒲が咲きそろい、期間中は花摘み娘による花から摘みなどのイベントが行われる。		
行事名 夏の城沼花ハスまつり 開催日 7月中旬～8月中旬 場 所 城沼 主 催 館林市観光協会 内 容 まつり期間中に「花ハスクルーズ」が運航され、船上から城沼に群生するハスの花を間近で鑑賞することができる。		
行事名 館林まつり 開催日 7月第3土・日曜日 場 所 本町通り 主 催 館林まつり実行委員会 内 容 パレード、民踊流し、大人みこし、特設ステージ、子ども広場などのイベントが催される。	行事名 板倉まつり 開催日 8月第1土曜日 場 所 板倉東洋大前駅西口南側広場 主 催 板倉まつり運営委員会 内 容 神輿、山車、よさこい、ステージ発表、打ち上げ花火などのイベントが催される。	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
行事名 館林手筒花火大会 開催日 7月第4土曜日 場 所 館林市役所東広場 主 催 館林まつり実行委員会 内 容 館林藩主・榊原氏の発祥の地である三河地方に伝わる手筒花火のほか、スターマインの打ち上げ花火が見られる。		
行事名 たてばやし七夕まつり 開催日 8月7日 場 所 本町通り 主 催 たてばやし七夕まつり実行委員会 内 容 明治中期を起源とする伝統行事で、本町通りから下町まで色鮮やかな竹飾りが飾られる。		
	行事名 Eボートレース渡良瀬大会 開催日 8月 場 所 谷中湖（渡良瀬貯水池・北ブロック） 主 催 Eボートレース渡良瀬大会実行委員会 内 容 ドラゴンカヌー型Eボート（10人乗り）でタイムレースを行う大会を通して、渡良瀬遊水地の利用促進と周辺市町等との交流を図る。	
行事名 麺-1グランプリ in 館林 開催日 10月頃 場 所 館林市役所東広場 主 催 「麺-1グランプリ in 館林」実行委員会 内 容 市内外から集結する麺グルメのイベントを通して、麺のまち、うどんの里館林をPRする。		

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
行事名 館林市産業祭 開催日 11月第3日曜日 場 所 館林市文化会館周辺 主 催 館林市産業振興会 内 容 地域産業の振興のため、農産物や商業商品の紹介・販売、郷土芸能発表会などを行う。	行事名 板倉町商工祭 開催日 10月最終土曜日 場 所 板倉町中央公民館 主 催 板倉町商工会 内 容 地域産業の振興のため、農産物や商業商品の紹介・販売などを行う。	
行事名 初市（だるま市） 開催日 1月18日 場 所 仲町通り～かごめ通り 主 催 館林商工会議所、館林市 内 容 明治15年頃を起源とする伝統行事で、だるまの販売や供養、各種出店、コンサート等が行われる。		

議案第23号

合併協定項目23-20 勤労者・消費者関連事業について

勤労者・消費者関連事業について、次のとおり提案する。

平成29年10月17日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項 目	合併協定項目23-20 勤労者・消費者関連事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 雇用奨励金については、合併時に統合する。2 勤労者資金融資制度については、合併時に統合する。3 消費生活相談については、合併時に統合する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-20 勤労者・消費者関連事業	関係項目	1 雇用奨励金
調整方針	雇用奨励金については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】</p> <p>事業者等に対して雇用奨励金を支給することにより、安定的な就職が困難な求職者等の自立を助長するとともに常時雇用を推進する。</p> <p>【概要】</p> <p>1 トライアル雇用奨励金</p> <p>(1) 支給対象</p> <p>次のいずれにも該当する中小企業者等とする。</p> <p>① 市内に主たる事業所を有し、かつ、市内で継続して事業を営んでいること。</p> <p>② 市税の滞納がないこと。</p> <p>③ 国のトライアル雇用による試行雇用奨励金の支給決定を受けていること。</p> <p>(2) 対象労働者</p> <p>本市に居住する求職者で、本市に存する事業所にトライアル雇用された者</p> <p>(3) 支給額</p> <p>1人につき月額2万円とする。ただし、1中小事業者等につき2人を限度とする。</p> <p>(4) 支給期間</p> <p>試行雇用期間（3か月以内）</p>		<p>事業なし</p>	
		<p>具体的な調整内容</p> <p>雇用奨励金については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。</p>	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 障がい者雇用奨励金</p> <p>(1) 支給対象 国の特定就職困難者雇用開発助成金の支給決定を受けた事業者で、市内に事業所を有し、かつ、市税の滞納がない事業者</p> <p>(2) 対象労働者 本市に居住する65歳未満の障がい者</p> <p>(3) 支給額 1人につき年額25万円</p> <p>3 高齢者雇用奨励金</p> <p>(1) 支給対象 次のいずれにも該当する事業者とする。</p> <p>① 市内に事業所を有し、かつ、館林公共職業安定所に事業所の設置を届け出ている事業者</p> <p>② 奨励金の支給申請及び実績報告に必要な労働関係帳簿を整備し、保管している事業者</p> <p>③ 市税の滞納がなく、暴力団等に該当しない事業者</p> <p>(2) 対象労働者 市内に6か月以上居住する65歳以上の者で、6か月以上継続して雇用され、勤務場所が市内の事業所である者。ただし、館林市高齢者雇用奨励金の支給対象労働者になったことがない者とする。</p> <p>(3) 支給額 1人につき年額10万円</p>		

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>4 正規雇用促進奨励金</p> <p>(1) 支給対象 次のいずれにも該当する事業者とする。</p> <p>① 市内に事業所を有し、かつ、館林公共職業安定所に事業所の設置を届け出ている事業者</p> <p>② 奨励金の支給申請及び実績報告に必要な労働関係帳簿を整備し、保管している事業者</p> <p>③ 市税の滞納がなく、暴力団等に該当しない事業者</p> <p>(2) 対象労働者 次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>① 市内に6か月以上居住する65歳未満の者（市内事業所に勤務する者に限る。）</p> <p>② 平成29年4月1日以降、非正規雇用から賃金が月給で支給される正規雇用へ雇用契約が更改された者で、6か月以上継続して雇用されている者</p> <p>③ 正規雇用時の基本給と非正規雇用時の基本給を時給に換算して比較し、5%以上上昇している者</p> <p>④ 事業者又は関連会社との間で過去3年間に離職、再雇用されていない者</p> <p>(3) 支給額 1人につき10万円とし、対象労働者が女性の場合は女性キャリアアップ奨励金10万円を加算支給する。ただし、1年度につき、1事業者当たり2人までとする。</p>		

現 況		具体的な調整内容									
館 林 市	板 倉 町										
<p>5 UIターン支援奨励金</p> <p>(1) 支給対象労働者 次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>① 雇用開始日が平成29年4月1日以降の者で、賃金が月給で支給され、かつ、6か月以上継続して正規雇用されている者（市内事業所に勤務する者に限る。）</p> <p>② 新規学卒者又は卒業後3年以内の新規学卒者扱いの者</p> <p>③ 雇用開始後2週間までに本市に居住し、継続して6か月以上居住する者</p> <p>④ 事業者又は関連会社との間で過去3年間に離職、再雇用、市内事業所への転勤がされていない者</p> <p>⑤ 市税の滞納がない者</p> <p>(2) 支給対象事業者 支給対象労働者を雇用し、かつ、次のいずれにも該当する事業者とする。</p> <p>① 市内に事業所を有し、かつ、館林公共職業安定所に事業所の設置を届け出ている事業者</p> <p>② 市税の滞納がなく、暴力団等に該当しない事業者</p> <p>③ 奨励金の支給申請及び実績報告に必要な労働関係帳簿を整備し、保管している事業者</p> <p>(3) 支給額（支給対象労働者1人あたり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>労働者</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市外から市内に転入した場合</td> <td>15万円</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>市内に住所登録がある場合</td> <td>5万円</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table>			労働者	事業者	市外から市内に転入した場合	15万円	5万円	市内に住所登録がある場合	5万円	5万円	
	労働者	事業者									
市外から市内に転入した場合	15万円	5万円									
市内に住所登録がある場合	5万円	5万円									

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-20 勤労者・消費者関連事業	関係項目	2 勤労者資金融資制度
調整方針	勤労者資金融資制度については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>1 勤労者住宅資金</p> <p>【目的】 市内に住宅の敷地を取得し、又は住宅を建築若しくは取得しようとする勤労者に対し、必要な資金の融資を行うことにより、勤労者の住宅建設の促進を図り、もって勤労者の福祉と生活の向上を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 市内に居住又は勤務先を有する若しくは有しようとする勤労者で、市内に自己居住用の住宅を建築（取得）、又は敷地を取得しようとする者</p> <p>(2) 資金使途 住宅の新築、増築、改築、既存住宅の取得、土地取得</p> <p>(3) 融資条件</p> <p>① 融資限度額 1,000万円</p> <p>② 融資利率 年2.3%</p> <p>③ 融資期間 20年以内</p>		<p>1 勤労者住宅建設資金</p> <p>【目的】 町内において住宅の敷地の取得及び住宅の建築又は取得しようとする勤労者に対し、必要な資金の融資を行うことにより、勤労者の住宅建設の促進を図り、もって勤労者の福祉と生活の向上を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 町内に居住又は勤務先を有する勤労者で、町内に自己居住用の住宅の敷地を取得し、及び住宅を建築（取得）しようとする者</p> <p>(2) 資金使途 住宅の新築、増築、改築、既存住宅の取得、土地取得</p> <p>(3) 融資条件</p> <p>① 融資限度額 500万円</p> <p>② 融資利率 年3.6%</p> <p>③ 融資期間 20年以内。ただし、最終返済年齢を65歳までとする。</p>	
		具体的な調整内容	
		勤労者住宅資金については、融資条件が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 勤労者生活資金</p> <p>【目的】 市内に居住する勤労者の生活に必要な資金を融資することにより、勤労者の福祉の増進と生活の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 同一事業所に1年以上継続して勤務し、かつ、1年以上市内に居住する勤労者</p> <p>(2) 資金使途 医療費、冠婚葬祭費、交通事故処理費、災害復旧費、耐久消費財購入費、教育費、育児・介護休業に伴う生活費等</p> <p>(3) 融資条件</p> <p>① 融資限度額 1世帯200万円</p> <p>② 融資利率 年2.1%とする。ただし、資金使途が教育費、育児・介護休業に伴う生活費の場合は、年1.9%とする。</p> <p>③ 融資期間 5年以内。ただし、育児・介護休業に伴う生活費については、1年以内の据置期間を置くことができる。</p>	<p>2 勤労者生活資金 事業なし</p>	<p>勤労者生活資金については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-20 勤労者・消費者関連事業	関係項目	3 消費生活相談
調整方針	消費生活相談については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 消費生活相談員が、商品の品質やサービスなどの問い合わせや契約上のトラブルなど、消費生活に関する相談や解決のための助言・斡旋を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>1 相談事業</p> <p>(1) 相談時間 平日 午前9時～午後4時</p> <p>(2) 相談場所 館林市消費生活センター (市民センター分室内)</p> <p>(3) 相談員 3人 (嘱託職員)</p> <p>(4) 相談件数 543件 (平成28年度)</p> <p>2 教育・啓発事業</p> <p>(1) 消費生活に関する出前講座 悪質商法や契約トラブル等の被害の未然防止と消費生活に関する知識の普及・向上を図るため、消費生活相談員が手口や対処法について講話する。</p> <p>(2) 消費者教育及び啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止啓発の冊子やリーフレットの作成・配布 (各催事にあわせて配布) ・「消費生活センターニュース」の発行 (四半期毎) 		<p>【目的】 消費生活相談員が、商品の品質やサービスなどの問い合わせや契約上のトラブルなど、消費生活に関する相談や解決のための助言・斡旋を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>1 相談事業</p> <p>(1) 相談時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>(2) 相談場所 板倉町消費生活センター (板倉町役場第二庁舎内)</p> <p>(3) 相談員 1人 (正規職員)</p> <p>(4) 相談件数 24件 (平成28年度)</p> <p>2 教育・啓発事業</p> <p>(1) 消費生活に関する出前講座 悪質商法や契約トラブル等の被害の未然防止と消費生活に関する知識の普及・向上を図るため、消費生活相談員が手口や対処法について講話する。</p> <p>(2) 消費者教育及び啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止リーフレット等の配布 (毎戸、回覧、各催事にあわせて配布) ・町広報紙による消費者被害防止の啓発 (毎月) 	
		具体的な調整内容	
		消費生活相談については、消費生活センターの相談時間及び相談員の雇用形態が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。	

議案第24号

合併協定項目23-21 建設関係事業について

建設関係事業について、次のとおり提案する。

平成29年10月17日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項 目	合併協定項目23-21 建設関係事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 都市計画については、次のとおりとする。<ol style="list-style-type: none">(1) 都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。(2) 広域的な立地適正化の方針については、現行のとおりとする。2 開発許可等に関することについては、合併時に統合する。3 景観計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。4 耐震改修促進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-21 建設関係事業	関係項目	1 都市計画
調整方針	都市計画については、次のとおりとする。 (1) 都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 (2) 広域的な立地適正化の方針については、現行のとおりとする。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
1 館林市都市計画マスタープラン (平成17年3月策定) 【目的】 都市計画法第18条の2に基づき、概ね20年後を目標とした市町村の将来のあるべき姿やまちづくりの方針を策定することにより、まちづくりに対する市民、関係者の理解・参加を深め、住民、関係者と行政が協力してまちづくりを進めていく。 【内容】 (1) 目標年次 平成37年度 (2) 都市の将来像 市民と行政の協働で築く、「街並みと自然が調和した 公園文化都市 たてばやし」 (3) 都市づくりの目標 ・賑わいのある中心市街地、閑静な周辺住宅地、美しい田園地帯が共存する都市の形成 ・市民の安全・安心を確保し、しかも便利で快適に暮らせる都市の形成 ・恵まれた自然と城下町としての歴史をいかした都市の形成		1 板倉町都市計画マスタープラン (平成17年3月策定) 【目的】 都市計画法第18条の2に基づき、概ね20年後を目標とした市町村の将来のあるべき姿やまちづくりの方針を策定することにより、まちづくりに対する町民、関係者の理解・参加を深め、住民、関係者と行政が協力してまちづくりを進めていく。 【内容】 (1) 目標年次 平成37年度 (2) 都市の将来像 みんなが安心して暮らせるまち (3) 都市づくりの目標 ・活力ある産業を創造するまちづくり ・誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり ・自然と共生し、田園風景を大切にするまちづくり	
具体的な調整内容			
都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後、速やかに全体的に見直し、再編する。			

現 況			現 況			具体的な調整内容
館 林 市			板 倉 町			
(4) 都市計画区域（平成28年度末日現在）			(4) 都市計画区域（平成28年度末日現在）			
区域区分・用途地域	面積 (ha)	割合 (%)	区域区分・用途地域	面積 (ha)	割合 (%)	
市街化区域	1,691	27.8	市街化区域	395	9.4	
第一種低層住居専用地域	230	13.6	第一種低層住居専用地域	90	22.8	
第一種中高層住居専用地域	397	23.5	第一種中高層住居専用地域	117	29.7	
第二種中高層住居専用地域	88	5.2	第二種中高層住居専用地域	—	—	
第一種住居地域	357	21.1	第一種住居地域	55	14.0	
第二種住居地域	84	5.0	第二種住居地域	—	—	
近隣商業地域	92	5.4	近隣商業地域	10	2.5	
商業地域	45	2.7	商業地域	5	1.2	
準工業地域	186	11.0	準工業地域	81	20.4	
工業専用地域	212	12.5	工業専用地域	37	9.4	
市街化調整区域	4,406	72.2	市街化調整区域	3,791	90.6	
都市計画区域（合計）	6,097	100.0	都市計画区域（合計）	4,186	100.0	
2 広域的な立地適正化の方針			2 広域的な立地適正化の方針			広域的な立地適正化の方針については、現行のとおりとする。
【名称】 館林都市圏広域立地適正化に関する基本方針 （平成29年度策定）			【名称】 館林都市圏広域立地適正化に関する基本方針 （平成29年度策定）			
【目的】 都市再生特別措置法第81条に基づき、「広域的な立地適正化の方針」を都市圏で策定することにより、連携強化や機能分担を行い、効率的な都市運営を図る。			【目的】 都市再生特別措置法第81条に基づき、「広域的な立地適正化の方針」を都市圏で策定することにより、連携強化や機能分担を行い、効率的な都市運営を図る。			
【内容】 1市4町（館林市・板倉町・明和町・千代田町・邑楽町）で構成する、館林都市圏広域立地適正化方針決定協議会において策定。			【内容】 1市4町（館林市・板倉町・明和町・千代田町・邑楽町）で構成する、館林都市圏広域立地適正化方針決定協議会において策定。			

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-21 建設関係事業	関係項目	2 開発許可等に関する事
調整方針	開発許可等に関する事については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>1 開発許可制度</p> <p>【目的】 都市計画で定められるいわゆる線引き制度の実効性を確保するとともに、一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより、新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図る。</p> <p>【内容】 (1) 開発許可が必要な開発行為の規模</p> <p>① 市街化区域 開発区域が1,000㎡以上の開発行為</p> <p>② 市街化調整区域 すべての開発行為に許可が必要だが、許可を受けられるものは一定のものに限定。</p> <p>③ 開発審査会の議を経て許可する開発行為 都市計画法第34条第14号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不相当と認められるものを開発審査会の議を経て許可する。</p>		<p>1 開発許可制度</p> <p>板倉町は群馬県から権限移譲されていないため事務を行っていない。</p>	
具体的な調整内容			
<p>開発許可等に関する事については、館林市の例により合併時に統合する。</p>			

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>(2) 建築許可（開発許可の例外） 市街化調整区域内の開発許可を受けた開発区域以外の土地において、建築物の新築・改築・用途変更等を行う際には、都市計画法第43条建築許可が必要となる。ただし、開発行為を伴う場合は、都市計画法第29条開発許可が必要となる。</p> <p>(3) 開発許可の審査基準 群馬県県土整備部建築課「都市計画法に基づく開発許可制度の手引」を運用。</p> <p>(4) 平成28年度申請件数 都市計画法第29条（開発許可） 34件 都市計画法第43条（建築許可） 22件</p> <p>2 優良宅地及び優良住宅の認定 【目的】 租税特別措置法第31条の2に基づき、優良な住宅の供給に資する土地の譲渡について税制上の優遇措置を講じることにより、優良な住宅の供給を図る。</p> <p>【内容】 (1) 優良宅地認定審査事務 租税特別措置法に基づく優良宅地の認定 (2) 優良住宅認定審査事務 租税特別措置法に基づく優良住宅の認定</p>	<p>〈参考〉平成28年度県への申請件数 都市計画法第29条（開発許可） 7件 都市計画法第43条（建築許可） 2件</p> <p>2 優良宅地及び優良住宅の認定 【目的】 租税特別措置法第31条の2に基づき、優良な住宅の供給に資する土地の譲渡について税制上の優遇措置を講じることにより、優良な住宅の供給を図る。</p> <p>【内容】 (1) 優良宅地認定審査事務 租税特別措置法に基づく優良宅地の認定 (2) 優良住宅認定審査事務 租税特別措置法に基づく優良住宅の認定</p>	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-21 建設関係事業	関係項目	3 景観計画
調整方針	景観計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
なし	<p>【名称】 板倉町風景計画（平成22年6月策定）</p> <p>【目的】 町は平成20年8月に景観法で定める景観行政団体となり、同法第8条及び板倉町風景条例第7条の規定に基づいた景観計画を策定したもので、町民一人ひとりが親しみと愛着と誇りの持てる板倉らしい風景づくりを進め、次の世代に引き継いで行くことを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本理念 板倉らしい生活文化を守り、育み、美しい風景をつくる 2 風景づくりの基本目標 <ul style="list-style-type: none"> ・風景の骨格となっている水田・農地、河川等の水辺を守り育む ・身近な生活環境を豊かなものにする ・地域が培ってきた歴史や文化的な資産を保全し、活用する ・みんなで風景づくりに取り組む 3 届出が必要な建築物・工作物 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高さ12mを超える建築物、工作物 (2) 高さ2mを超える柵、塀、擁壁の類 (3) 建築面積が1,000㎡を超える建築物 等 		<p>景観計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-21 建設関係事業	関係項目	4 耐震改修促進計画
調整方針	耐震改修促進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【名称】 館林市耐震改修促進計画</p> <p>【目的】 市内における建築物について具体的な目標を定めて、耐震診断と耐震改修の促進に取り組み、地震災害から市民の生命や財産を守る。</p> <p>【内容】 ・民間建築物の耐震化を促進するための支援 ・市有建築物の耐震化促進</p> <p>【計画期間】 第1期 平成20年度～平成27年度（8年間） 第2期 平成28年度～平成32年度（5年間）</p>		<p>【名称】 板倉町耐震改修促進計画</p> <p>【目的】 町内における建築物について具体的な目標を定めて、耐震診断と耐震改修の促進に取り組み、地震災害から市民の生命や財産を守る。</p> <p>【内容】 ・民間建築物の耐震化を促進するための支援 ・町有建築物の耐震化促進</p> <p>【計画期間】 第1期 平成20年度～平成27年度（8年間） 第2期 平成28年度～平成32年度（5年間）</p>	
		具体的な調整内容	
		耐震改修促進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に計画を見直し、再編する。	

議案第25号

合併協定項目23-22 下水道事業について

下水道事業について、次のとおり提案する。

平成29年10月17日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-22 下水道事業
調整方針	1 下水道全体計画・事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-22 下水道事業	関係項目	1 下水道全体計画・事業計画												
調整方針	下水道全体計画・事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。														
現		況													
館 林 市		板 倉 町													
<p>1 下水道全体計画</p> <p>【名称】 館林市公共下水道事業基本計画</p> <p>【内容】 下水道法第2条の2の規定により県が策定した利根川流域別下水道整備総合計画の目標等に基づき、公共用水域の環境基準を達成維持するために定める計画。将来人口や発生負荷量の推定をもとに、環境基準の達成維持に必要な下水道整備計画区域や処理場の配置、計画処理水質等を定める。</p> <p>【計画概要】</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 計画目標年次</td> <td>平成38年度</td> </tr> <tr> <td>(2) 処理区名</td> <td>館林処理区</td> </tr> <tr> <td>(3) 下水道計画区域</td> <td>2,770ha</td> </tr> </table>	(1) 計画目標年次	平成38年度	(2) 処理区名	館林処理区	(3) 下水道計画区域	2,770ha	<p>1 下水道全体計画</p> <p>【名称】 板倉町公共下水道全体計画</p> <p>【内容】 下水道法第2条の2の規定により県が策定した利根川流域別下水道整備総合計画の目標等に基づき、公共用水域の環境基準を達成維持するために定める計画。将来人口や発生負荷量の推定をもとに、環境基準の達成維持に必要な下水道整備計画区域や処理場の配置、計画処理水質等を定める。</p> <p>【計画概要】</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 計画目標年次</td> <td>平成38年度</td> </tr> <tr> <td>(2) 処理区名</td> <td>板倉処理区</td> </tr> <tr> <td>(3) 下水道計画区域</td> <td>218ha</td> </tr> </table>	(1) 計画目標年次	平成38年度	(2) 処理区名	板倉処理区	(3) 下水道計画区域	218ha	<p>具体的な調整内容</p> <p>下水道全体計画・事業計画については、合併時は、現市町の計画をそのまま移行し、合併後に新市において策定する。</p>	
(1) 計画目標年次	平成38年度														
(2) 処理区名	館林処理区														
(3) 下水道計画区域	2,770ha														
(1) 計画目標年次	平成38年度														
(2) 処理区名	板倉処理区														
(3) 下水道計画区域	218ha														

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 下水道事業計画</p> <p>【名称】 館林市公共下水道事業計画</p> <p>【目的】 全体計画に定められた施設のうち、5～7年間で実施する予定の施設の配置等を定める計画であり、下水道を設置しようとするときは、事業計画を策定する。</p> <p>【計画目標年次】 平成33年度（平成28年度策定）</p> <p>【事業区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道法事業計画 1,149ha ・下水道整備面積 853ha 	<p>2 下水道事業計画</p> <p>【名称】 板倉町公共下水道事業計画</p> <p>【目的】 全体計画に定められた施設のうち、5～7年間で実施する予定の施設の配置等を定める計画であり、下水道を設置しようとするときは、事業計画を策定する。</p> <p>【計画目標年次】 平成33年度（平成29年度策定予定）</p> <p>【事業区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道法事業計画 218ha ・下水道整備面積 145ha 	

議案第 26 号

平成 28 年度館林市・板倉町合併協議会歳入歳出決算について

平成 28 年度館林市・板倉町合併協議会歳入歳出決算について、別紙決算書のとおり、その監査報告を添えて認定に付する。

平成 29 年 10 月 17 日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤 和 臣

平成28年度

館林市・板倉町合併協議会
歳入歳出決算書

平成28年度 館林市・板倉町合併協議会 歳入歳出決算総括表

(単位:円)

予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引残額	予算現額と決算額との比較		予算現額に対する決算額の割合(%)	
				歳入	歳出	歳入	歳出
12,299,000	11,898,097	10,760,708	1,137,389	△ 400,903	1,538,292	96.74	87.49

平成28年度 館林市・板倉町合併協議会 歳入歳出決算書

【歳入】

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 負担金		10,798,000	10,798,000	10,798,000	0	0	0
	1 負担金	10,798,000	10,798,000	10,798,000	0	0	0
2 諸収入		1,000	97	97	0	0	△ 903
	1 諸収入	1,000	97	97	0	0	△ 903
3 県補助金		1,500,000	1,100,000	1,100,000	0	0	△ 400,000
	1 県補助金	1,500,000	1,100,000	1,100,000	0	0	△ 400,000
合計		12,299,000	11,898,097	11,898,097	0	0	△ 400,903

【歳出】

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 運営費		1,459,000	824,708	0	634,292	634,292
	1 会議費	790,000	485,691	0	304,309	304,309
	2 事務費	669,000	339,017	0	329,983	329,983
2 事業費		10,340,000	9,936,000	0	404,000	404,000
	1 事業推進費	10,340,000	9,936,000	0	404,000	404,000
3 予備費		500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
合計		12,299,000	10,760,708	0	1,538,292	1,538,292

平成28年度

館林市・板倉町合併協議会
歳入歳出決算事項別明細書
実質収支に関する調書

平成28年度 館林市・板倉町合併協議会 歳入歳出決算事項別明細書

【歳入】1款 負担金 1項 負担金

(単位:円)

款項目	名称	予算現額				調定額	収入済額	不納欠損額 収入未済額	備考
		当初予算額 補正予算額 継続費及び繰越事業費 繰越財源充当額	計	節					
				区分	金額				
1	負担金	当 20,889,000 補 △ 10,091,000	10,798,000			10,798,000	10,798,000	0	
	1 負担金	当 20,889,000 補 △ 10,091,000	10,798,000			10,798,000	10,798,000	0	
	1 負担金	当 20,889,000 補 △ 10,091,000	10,798,000	1 負担金	10,798,000	10,798,000	10,798,000	0	館林市 5,748,000 板倉町 5,050,000

53

【歳入】2款 諸収入 1項 諸収入

款項目	名称	予算現額				調定額	収入済額	不納欠損額 収入未済額	備考
		当初予算額 補正予算額 継続費及び繰越事業費 繰越財源充当額	計	節					
				区分	金額				
2	諸収入	当 1,000	1,000			97	97	0	
	1 諸収入	当 1,000	1,000			97	97	0	
	1 諸収入	当 1,000	1,000	1 諸収入	1,000	97	97	0	預金利子 97

【歳入】 3款 県補助金 1項 県補助金

款項目	名称	予算現額			調定額	収入済額	不納欠損額 収入未済額	備考	
		当初予算額 補正予算額 継続費及び繰越事業費 繰越財源充当額	計	節					
				区分					金額
3	県補助金	当 5,000,000 補 △ 3,500,000	1,500,000		1,100,000	1,100,000			
	1 県補助金	当 5,000,000 補 △ 3,500,000	1,500,000		1,100,000	1,100,000			
	1 県補助金	当 5,000,000 補 △ 3,500,000	1,500,000	1 県補助金	1,500,000	1,100,000	1,100,000	群馬県市町村合併 協議会支援補助金 1,100,000	

【歳出】 1款 運営費 1項 会議費

(単位:円)

款項目	名称	予算現額					支出済額	翌年度繰越額	不用額	備考	
		当初予算額 補正予算額 継続費及び 繰越事業費 繰越額	予備費 支出 及び流 用増減	計	節			継続費 繰越明許費 事故繰越し			
					区分	金額					
1	1	運営費	当 2,440,000 補 △ 1,650,000		790,000			485,691		304,309	
		会議費	当 2,440,000 補 △ 1,650,000		790,000			485,691		304,309	
	1	会議費	当 2,440,000 補 △ 1,650,000		790,000		790,000	485,691		304,309	
						1 報酬	280,000	174,300		105,700	委員報酬 174,300 消耗品費 100,388
						9 旅費	38,000	0		38,000	食糧費 23,703 会議録作成業務委託料等 162,560
						11 需用費	229,000	124,091		104,909	会場使用料 24,740
						13 委託料	193,000	162,560		30,440	
				14 使用料及び賃借料	50,000	24,740		25,260			

【歳出】 1款 運営費 2項 事務費

(単位:円)

款項目	名称	予算現額					支出済額	翌年度繰越額	不用額	備考	
		当初予算額 補正予算額 継続費及び 繰越事業費 繰越額	予備費 支出 及び 流用増減	計	節			継続費 通次繰越 繰越明許費 事故繰越し			
					区分	金額					
56	1	運営費	当 1,990,000 補 △ 1,321,000		669,000			339,017		329,983	
		2	事務費	当 1,990,000 補 △ 1,321,000		669,000			339,017		329,983
	1	事務費	当 1,990,000 補 △ 1,321,000		669,000		669,000	339,017		329,983	
						9 旅費	38,000	10,000		28,000	職員旅費 10,000 消耗品費 161,426
						11 需用費	370,000	182,708		187,292	燃料費 2,782 印刷製本費 18,500
						12 役務費	59,000	12,518		46,482	通信運搬費 12,518 機器備品等賃借料
						14 使用料及び賃借料	150,000	92,319		57,681	92,319 公印等 41,472
					18 備品購入費	52,000	41,472		10,528		

【歳出】 2款 事業費 1項 事業推進費

(単位:円)

款項目	名称	予算現額					支出済額	翌年度繰越額		備考	
		当初予算額 補正予算額 継続費及び 繰越事業費 繰越額	予備費 支出 及び流 用増減	計	節			継続費 繰越明許費 事故繰越し	不用額		
					区分	金額					
2	事業費	当 20,960,000		10,340,000			9,936,000		404,000		
		補 △ 10,620,000									
	1	事業推進費	当 20,960,000		10,340,000			9,936,000		404,000	
			補 △ 10,620,000								
1	事業推進費	当 20,960,000		10,340,000		10,340,000	9,936,000		404,000		
		補 △ 10,620,000									
					11 需用費	2,100,000	1,707,480		392,520	協議会だより印刷製本費 1,707,480	
					13 委託料	8,240,000	8,228,520		11,480	ホームページ作成・更新業務委託料 690,120 新市基本計画策定業務委託料 2,678,400 電算システム一元化調整業務委託料 4,860,000	

【歳出】 3款 予備費 1項 予備費

(単位:円)

款項目	名称	予算現額					支出済額	翌年度繰越額	不用額	備考		
		当初予算額 補正予算額 継続費及び 繰越事業費 繰越額	予備費 支出 及び流 用増減	計	節			継続費 繰越明許費 事故繰越し				
					区分	金額						
3	予備費	当	500,000		500,000			0		500,000		
	1	予備費	当	500,000		500,000			0		500,000	
		1	予備費	当	500,000			500,000	0		500,000	

実質収支に関する調書

(単位:円)

区 分		金 額
1	歳入総額	11,898,097
2	歳出総額	10,760,708
3	歳入歳出差引額	1,137,389
4	翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額
		(2) 繰越明許費繰越額
		(3) 事故繰越し繰越額
		計
5	実質収支額	1,137,389
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額	

平成28年度 館林市・板倉町合併協議会 決算監査報告書

平成29年7月13日(木)、館林市役所301会議室において、平成28年度 館林市・板倉町合併協議会の決算関係書類について監査したところ、適正と認めましたので報告いたします。


平成29年10月17日

館林市・板倉町合併協議会


会長 須藤和臣様

館林市・板倉町合併協議会

監査委員

早川 勉 

監査委員

江田 音吉 

平成 28 年度 館林市・板倉町合併協議会 事業報告

1 合併協議会の開催

(1) 第 1 回合併協議会

期日・会場	内 容
<p>平成 28 年 7 月 15 日 館林市文化会館 3 号室</p>	<p>報告事項</p> <p>館林市・板倉町合併協議会の設置について</p> <p>館林市・板倉町合併協議会規約について</p> <p>館林市・板倉町合併協議会幹事会規程について</p> <p>館林市・板倉町合併協議会専門部会規程について</p> <p>館林市・板倉町合併協議会事務局規程について</p> <p>館林市・板倉町合併協議会財務規程について</p> <p>館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書について</p> <p>館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書について</p> <p>審議事項</p> <p>館林市・板倉町合併協議会会議運営規程について</p> <p>館林市・板倉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について</p> <p>平成 28 年度館林市・板倉町合併協議会事業計画について</p> <p>平成 28 年度館林市・板倉町合併協議会予算について</p> <p>合併協定項目及び合併協定項目の調整方針について</p>

(2) 第2回合併協議会

期日・会場	内 容
<p>9月2日 館林市文化会館 小ホール</p>	<p>審議事項 新市基本計画の策定方針について</p> <p>協議事項 【合併協定項目1】合併の方式について 【合併協定項目2】合併の期日について 【合併協定項目3】新市の名称について 【合併協定項目4】新市の事務所の位置について 【合併協定項目6】議会の議員の定数及び任期の取扱いについて 【合併協定項目7】地方税の取扱いについて 【合併協定項目10】農業委員会の取扱いについて 【合併協定項目11】特別職の身分の取扱いについて</p>

(3) 第3回合併協議会

<p>11月28日 板倉町中央公民 館大ホール</p>	<p>報告事項 館林市・板倉町合併協議会委員の変更について</p> <p>審議事項 新市基本計画の骨子について 【合併協定項目1】合併の方式について</p> <p>協議事項 【合併協定項目23-6】消防防災関係事業について 【合併協定項目23-7】交通関係事業について</p>
-------------------------------------	--

2 広報広聴

(1) 合併協議会の公開

- ア 第1回合併協議会傍聴人 30名
 - イ 第2回合併協議会傍聴人 44名
 - ウ 第3回合併協議会傍聴人 33名
- ※報道機関も含む

(2) 合併協議会だよりの発行

発行部数：館林市29,000部、板倉町5,000部

号数	発行日	内容
創刊号	平成28年 9月1日	第1回合併協議会の結果を掲載
第2号	平成28年10月1日	第2回合併協議会の結果を掲載
第3号	平成29年 1月1日	第3回合併協議会の結果を掲載

(3) ホームページの運営

- ア 平成28年7月28日より公開
- イ アクセス件数 24,360件（平成29年3月31日現在）

(4) 住民等からのお問合せ（平成29年3月31日現在）

- ア 件数
 - 合計15件
 - ・館林市民：7件、板倉町民：1件、その他：7件
 - ・メール：12件、電話：3件

3 新市基本計画策定の進捗状況

- (1) 平成28年 9月 2日 策定方針決定
- (2) 平成28年11月28日 骨子決定

4 電算システム一元化事前調査

館林市と板倉町の合併により統合を要する基幹系電算システムについて、事前に調査及び結果分析を行い、課題や詳細設計などを把握した。これらの調査結果などを基に合併協議会の資料にするとともに、合併時までには修正すべき各システムの詳細を把握するための資料とする。

なお、成果品として、電算システム一元化事前調査報告書及び電子データが納品された。

5 幹事会の開催

回数	期日・会場	内容
1	平成28年6月21日 板倉町役場本庁舎2階 第1会議室	第1回合併協議会について 専門部会について 第2回合併協議会の開催日程及び議題について
2	6月28日 (文書幹事会)	第2回合併協議会の開催日程及び会場について 第2回合併協議会の提出議案について
3	8月5日 館林市役所3階 政策審議室	第2回合併協議会について 第3回合併協議会の開催日程及び議題について
4	10月5日 (文書幹事会)	第3回合併協議会の開催日程及び会場について 第3回合併協議会の提出議案について
5	11月9日 板倉町中央公民館 第1会議室	第3回合併協議会について 第4回合併協議会の開催日程について
6	12月13日 館林市役所5階 501B会議室	合併協定項目の協議について 第4回合併協議会について 今後のスケジュールについて
7	平成29年1月13日 板倉町役場第二庁舎 会議室	合併協定項目の協議について 第4回合併協議会について

回数	期日・会場	内 容
8	2月9日 館林市役所5階 501会議室	合併協定項目の協議について
9	2月20日 館林市文化会館 3号室	合併協定項目の協議について

6 専門部会の開催

- (1) 政策企画部会 3回開催
- (2) 総務部会 3回開催
- (3) 市民環境部会 2回開催
- (4) 保健福祉部会 2回開催
- (5) 経済部会 2回開催
- (6) 都市建設部会 2回開催
- (7) 議会・監査部会 1回開催
- (8) 教育部会 2回開催
- (9) 担当課における事務事業のすり合わせ会議 随時開催

協議第25号

合併協定項目23-1 国内・国際交流事業について

国内・国際交流事業について、次のとおり協議を求める。

平成29年10月17日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-1 国内・国際交流事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 国内交流事業については、現行のとおり新市において継続する。2 国際交流事業については、合併時に統合する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-1 国内・国際交流事業	関係項目	1 国内交流事業
調整方針	国内交流事業については、現行のとおり新市において継続する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 交流自治体及びその住民との相互の信頼に基づき、継続して行う自治体交流を推進することにより、住民の相互理解の促進を図り、より豊かな人間性の育成及び地域の活性化に寄与する。</p> <p>【内容】 1 名護市（沖縄県） (1) 友好都市 締結日 平成21年4月25日 (2) 交流事業 ① 物産交流 名護市やんばる産業祭及び館林市産業祭における物産交流 ② 広域観光事業 名護市さくらまつり及び館林市つつじまつりへのフラワーレディー及び職員の相互派遣 ③ 児童交流 両市子ども会会員の相互訪問（隔年） ④ 職員人事交流研修事業 両市職員の相互派遣による施策調査及び研究</p>		<p>【目的】 交流自治体及びその住民との相互の信頼に基づき、継続して行う自治体交流を推進することにより、住民の相互理解の促進を図り、より豊かな人間性の育成及び地域の活性化に寄与する。</p> <p>【内容】 1 上越市（新潟県） (1) 姉妹都市 締結日 昭和63年8月1日 (2) 交流事業 ① 児童交流（新潟板倉交流会） 新潟県上越市板倉区（地域自治区）と板倉町の子ども会による交流活動</p>	
			具体的な調整内容
			国内交流事業については、現行のとおり新市において継続する。

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 天童市（山形県）</p> <p>(1) 観光物産等相互交流協定 締結日 平成13年10月27日</p> <p>(2) 交流事業</p> <p>① 物産交流 天童市農業まつり、たてばやし花菖蒲まつり及び館林市産業祭における物産交流</p> <p>3 上山市（山形県）</p> <p>(1) スポーツ交流協定 締結日 平成26年5月4日</p> <p>(2) 交流事業</p> <p>① スポーツ交流 少年団サッカー交流大会の他、各種スポーツを通じた交流</p> <p>【その他の都市間交流】</p> <p>・ 榊原康政公ゆかり四市市長懇談会（榊原サミット） 榊原家と歴史的にゆかりの深い豊田市（愛知県）、姫路市（兵庫県）、上越市（新潟県）、館林市の4市で結成し、歴史と文化を活かしたまちづくりを通じてお互いに友好の輪を広げることを目的に、毎年市長懇談会を開催している。</p>		

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-1 国内・国際交流事業	関係項目	2 国際交流事業
調整方針	国際交流事業については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 姉妹・友好都市との交流を通じて、教育・文化・芸術等の連携を深め、市民の国際理解・国際感覚を醸成する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 オーストラリア・サンシャインコースト市</p> <p>(1) 姉妹都市 締結日 平成8年7月9日</p> <p>(2) 交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生派遣事業 ・学生訪問団受入事業 ・海外訪問団派遣・受入事業 <p>2 中華人民共和国・昆山市</p> <p>(1) 友好都市 締結日 平成16年10月25日</p> <p>(2) 交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外訪問団派遣・受入事業 ・中学生スポーツ交流事業 		なし	
		具体的な調整内容 国際交流事業については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。	

協議第26号

合併協定項目23-4 人権推進事業について

人権推進事業について、次のとおり協議を求める。

平成29年10月17日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-4 人権推進事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 人権啓発事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。2 人権教育の推進については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-4 人権推進事業	関係項目	1 人権啓発事業
調整方針	人権啓発事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>1 人権尊重都市宣言（平成8年10月1日宣言）</p> <p>【内容】 すべての人びとの人権を保障し、思いやりとやさしさに満ちた地域社会の実現を目指すとともに、市民一人ひとりが基本的人権の大切さを認識し、人と人とのふれあいを深め、人間性豊かな館林市を築くことを目指す。</p> <p>2 人権教育・啓発に関する基本計画</p> <p>(1) 館林市人権教育・啓発に関する基本計画（平成26年3月策定）</p> <p>【内容】 人権尊重都市宣言の理念に基づき、本市が取り組むべき人権教育・啓発の基本理念や施策の方向性を明示し、市民、企業、団体等とともに人権尊重の社会実現に向けた取組を推進する。</p> <p>(2) 啓発事業 基本計画に基づく進行管理を行いながら、市民の人権感覚・人権意識の醸成のため講演会やセミナーを開催し、人権擁護委員と連携して人権尊重の理念を広く市民に啓発する。</p>		<p>1 人権尊重都市宣言 なし</p> <p>2 人権教育・啓発に関する基本計画</p> <p>(1) なし</p> <p>(2) 啓発事業 人権問題に関する研修会の参加や、人権擁護委員と連携して人権についての啓発活動を実施し、人権尊重の理念を広く町民に啓発する。</p>	
具体的な調整内容			
<p>人権教育・啓発に関する基本計画については、館林市のみ策定しているため、合併時は館林市の計画をそのまま新市に適用し、合併後、新市において速やかに策定する。</p> <p>ただし、人権尊重都市宣言については、合併協定項目19「慣行の取扱い」において調整する。</p>			

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 3 - 4 人権推進事業	関係項目	2 人権教育の推進
調整方針	人権教育の推進については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【名称】 館林市人権教育推進計画</p> <p>【目的】 すべての人々が幸せになれる社会を実現するため、基本的人権尊重の精神が正しく身に付き、人権という普遍的文化を構築するための教育活動を学校教育および社会教育の面から積極的に推進する。</p> <p>【計画策定体制】 館林市人権教育推進協議会</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重・男女共同参画講演会の開催 ・人権擁護作品（作文、標語、ポスター）の募集・表彰 ・指導者のための「人権教育だより」の発行 ・人権教育に関する研究授業（小・中学校） 他 		<p>【名称】 板倉町人権教育推進委員会事業計画</p> <p>【目的】 板倉町における人権教育の推進を図り、偏見と差別のない民主的な明るい町づくりに寄与する。</p> <p>【計画策定体制】 板倉町人権教育推進委員会</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育公開研修会（講演会） ・人権教育作品（作文、標語）の募集・表彰 ・教育委員会機関誌「かけはし」の発行 ・人権教育公開授業（小・中学校） 他 	
			具体的な調整内容
			人権教育の推進については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

協議第27号

合併協定項目23-16 ごみ収集運搬業務事業について

ごみ収集運搬業務事業について、次のとおり協議を求める。

平成29年10月17日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項 目	合併協定項目23-16 ごみ収集運搬業務事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 ごみ収集運搬に関することについては、合併時に統合する。2 一般廃棄物処理計画については、次のとおりとする。<ol style="list-style-type: none">(1) 一般廃棄物処理基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。(2) 一般廃棄物処理実施計画については、合併時に再編する。3 ごみ減量化器具購入費助成金については、合併時に統合する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-16 ごみ収集運搬業務事業	関係項目	1 ごみ収集運搬に関すること
調整方針	ごみ収集運搬に関することについては、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 各家庭からごみステーションへ排出された燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源物を収集運搬し、ごみを適正に処理する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 ごみステーション数（平成29年4月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ 1, 799か所 ・燃やせないごみ・資源物 1, 384か所 <p>2 収集運搬対象物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・資源物（プラスチック類含む） <p>3 収集休業日</p> <p> 日曜日、ゴールデンウィーク（5月3日～5日）、年始（1月1日～1月3日）</p>	<p>【目的】 各家庭からごみステーションへ排出された可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物を収集運搬し、ごみを適正に処理する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 ごみステーション数（平成29年4月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ 182か所 ・不燃ごみ 170か所 ・資源物 186か所 <p>2 収集運搬対象物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ ・不燃ごみ ・資源物（プラスチック類含む） <p>3 収集休業日</p> <p> 土・日曜日、ゴールデンウィーク（5月3日～5日）、年始（1月1日～1月3日）</p>	<p>ごみ収集運搬に関することについては、収集休業日及び収集時間が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>4 収集時間</p> <p>(1) 燃やせるごみ (週2回収集) 月・火・木・金曜日 午前8時30分～午後5時15分 水・土曜日 午前8時30分～正午</p> <p>(2) 燃やせないごみ・資源物 (それぞれ月2回収集) 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 土曜日 午前8時30分～正午 ※巡回日：第5週目はごみ収集を実施しないため、 投棄ごみの確認を実施。</p> <p>5 廃蛍光管収集運搬 公民館等の拠点23か所に廃蛍光管ボックスを設置し、毎月第2・第4月曜日に収集している。</p> <p>6 平成28年度搬入実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ 14,386 t ・燃やせないごみ・資源物 4,070 t 	<p>4 収集時間</p> <p>(1) 可燃ごみ (週2回収集) 月・火・木・金曜日 午前8時30分～正午</p> <p>(2) 不燃ごみ・資源物 (それぞれ月2回収集) 水曜日 午前8時30分～正午</p> <p>5 廃蛍光管収集運搬 各公民館の4か所に廃蛍光管ボックスを設置し、毎月第1・第3水曜日に収集している。</p> <p>6 平成28年度搬入実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ 2,441 t ・不燃ごみ 315 t 	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 3 - 1 6 ごみ収集運搬業務事業	関係項目	2 一般廃棄物処理計画
調整方針	一般廃棄物処理計画については、次のとおりとする。 (1) 一般廃棄物処理基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 (2) 一般廃棄物処理実施計画については、合併時に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
1 館林市一般廃棄物処理基本計画 【目的】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、一般廃棄物の処理に関する計画を定め、廃棄物の発生抑制及び資源化を進めるとともに、排出された廃棄物について適正な収集・運搬、中間処理及び最終処分を確保し、持続可能な循環型社会を構築するために必要な取り組みを進める。 【計画期間】 平成25年度～平成34年度 2 館林市一般廃棄物処理実施計画 【目的】 一般廃棄物処理基本計画に基づき、年度ごとに一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を定め、市はこれに基づき収集、運搬及び処分を行う。 【計画期間】 毎年度策定	1 板倉町一般廃棄物処理基本計画 【目的】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、一般廃棄物の処理に関する計画を定め、廃棄物の発生抑制及び資源化を進めるとともに、排出された廃棄物について適正な収集・運搬、中間処理及び最終処分を確保し、持続可能な循環型社会を構築するために必要な取り組みを進める。 【計画期間】 平成18年度～平成32年度 2 板倉町一般廃棄物処理実施計画 【目的】 一般廃棄物処理基本計画に基づき、年度ごとに一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を定め、町はこれに基づき収集、運搬及び処分を行う。 【計画期間】 毎年度策定	具体的な調整内容 一般廃棄物処理基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 一般廃棄物処理実施計画については、合併時に再編する。	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-16 ごみ収集運搬業務事業	関係項目	3 ごみ減量化器具購入費助成金
調整方針	ごみ減量化器具購入費助成金については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 家庭内で発生するごみを自家処理するための生ごみ処理器具を購入する費用の一部を助成することにより、ごみの減量化を推進する。</p> <p>【助成内容】 1 生ごみ処理槽 容量130ℓ以上のもので、1基につき3,000円を指定店の申請により助成する。 2 生ごみ処理容器 容量14ℓ以上のもので、1基につき1,000円を指定店の申請により助成する。 3 生ごみ処理機 1基につき購入費の2分の1の額を助成する。ただし、その額が20,000円を超えるときは20,000円とし、当該金額の2分の1の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。</p> <p>【平成28年度実績】 生ごみ処理槽 14件 生ごみ処理容器 11件 生ごみ処理機 10件</p>		なし	
		<p>具体的な調整内容</p> <p>ごみ減量化器具購入費助成金については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。</p> <p>ただし、指定店の見直しについては、合併時まで調整する。</p>	

協議第28号

合併協定項目23-17 環境対策事業について

環境対策事業について、次のとおり協議を求める。

平成29年10月17日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-17 環境対策事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 環境基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。2 環境美化事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。3 斎場については、合併時に統合する。4 渡良瀬遊水地の保全及び利活用に関することについては、合併時に統合する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-17 環境対策事業	関係項目	1 環境基本計画
調整方針	環境基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【名称】 第二次館林市環境基本計画</p> <p>【目的】 館林市環境基本条例第7条の規定に基づき、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を策定する。</p> <p>【計画期間】 平成22年度～平成31年度</p> <p>【望ましい環境像】 空と大地と人の共生環境都市 ～いつまでも星が輝き、メダカの泳ぐまち～</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して暮らせるまち ・自然と水辺の美しいまち ・緑潤う快適なまち ・低炭素と循環型のまち ・自らが行動するまち 		なし	
		<p>具体的な調整内容</p> <p>環境基本計画については、館林市のみ策定しているため、合併時は館林市の計画をそのまま新市に適用し、合併後、新市において速やかに策定する。</p>	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-17 環境対策事業	関係項目	2 環境美化事業
調整方針	環境美化事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 市、市民等及び事業者が協力して市内における河川等の水質浄化及び環境美化に取り組むことにより、市民が求める清潔で美しいなまちづくりを目指す。</p> <p>【内容】 1 環境美化運動（春・秋） 美しいふるさと群馬づくりを一層推進するため、群馬県が定めた「環境美化月間」において、住民、事業者及び県・市町村が連携して清掃活動やごみの不法投棄防止、ごみの減量化等を行い、環境美化活動の普及啓発を実施する。 ・春の環境美化月間 毎年 5月1日～6月30日 ・秋の環境美化月間 毎年 9月1日～10月31日</p> <p>2 市民一斉清掃 春（4月第2日曜日）及び秋（11月第1日曜日）の早朝時間帯に、市民総参加により自宅周辺や各区の指定場所の清掃活動を実施する。</p>		<p>【目的】 光と水と緑に囲まれた板倉町の生活環境を守りはぐくむため、町、町民及び事業者が協力して清潔で美しいまちづくりを推進する。</p> <p>【内容】 1 環境美化運動（春・秋） 美しいふるさと群馬づくりを一層推進するため、群馬県が定めた「環境美化月間」において、住民、事業者及び県・市町村が連携して清掃活動やごみの不法投棄防止、ごみの減量化等を行い、環境美化活動の普及啓発を実施する。 ・春の環境美化月間 毎年 5月1日～6月30日 ・秋の環境美化月間 毎年 9月1日～10月31日</p> <p>2 一斉清掃 なし</p>	
		具体的な調整内容	
		環境美化事業については、実施する事業が異なるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-17 環境対策事業	関係項目	3 斎場
調整方針	斎場については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
【施設内容】 1 火葬炉 4基（大型2基、標準2基） 2 焼却炉 2基（汚物用1基、小動物用1基） 3 待合室 1号室～4号室 4 式場 会葬 150人席 5 集会室 1号室・2号室 6 霊安室 2か所 7 使用時間 午前9時～午後5時 8 休場日 友引の日、1月1日及び2日 【運営体制】 市職員 3人 委託先職員 2人（火葬業務の一部委託による配置） 【平成28年度利用実績】 1,196件（うち、館林市828件、板倉町192件）		なし	
		具体的な調整内容 斎場については、館林市のみ設置しているため、館林市の例により合併時に統合する。	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-17 環境対策事業	関係項目	4 渡良瀬遊水地の保全及び利活用に関する事
調整方針	渡良瀬遊水地の保全及び利活用に関する事については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
なし	<p>1 渡良瀬遊水地保全・利活用協議会</p> <p>【目的】 渡良瀬遊水地のラムサール条約登録を踏まえ、「湿地の保全」、「湿地の賢明な利用」を図るため、治水機能の向上と継続的な自然環境の保全及び様々な利活用の促進に関し、関係機関及び周辺の住民等が十分に協議を行うことを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 治水機能の向上及び利水機能の維持を含む遊水地の賢明な利活用 ② 貴重な遊水地の生態系を護るための保全・再生 ③ 人々の参加・交流や情報交換・教育・啓発活動 ④ 渡良瀬遊水地及び周辺地域の地域振興 <p>(2) 構成団体</p> <p>4市2町（古河市、栃木市、小山市、野木町、板倉町、加須市）、自治会等地域の代表、遊水地に関する各種団体、国の44団体</p>		<p>具体的な調整内容</p> <p>渡良瀬遊水地の保全及び利活用に関する事については、板倉町の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
	<p>2 渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会</p> <p>【目的】 渡良瀬遊水地エリアにおいて、トキやコウノトリなどを指標とした多様な生物の生息可能な自然環境の保全・再生方策を推進し、賑わいのある地域振興・経済活性化方策に取り組むとともに、広域連携モデルとしてのエコロジカル・ネットワークの形成による魅力的な地域づくりを実現する。</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 活動内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① エコロジカル・ネットワークの形成 ② 河川及び周辺地域の水辺環境の保全・再生 ③ 賑わいのある地域振興・経済活性化 <p>(2) 構成団体 有識者及び6市4町（古河市、結城市、五霞町、境町、栃木市、小山市、野木町、板倉町、加須市、久喜市）、4県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県）の関係部局、国の31団体</p>	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
	<p>3 ラムサール条約登録湿地関係市町村会議</p> <p>【目的】 ラムサール条約に登録されている湿地及びその他の湿地の適正な管理に関し、関係市町村間の情報交換及び協力を推進することにより、地域レベルの湿地保全活動を促進する。</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 活動内容</p> <p>① ラムサール条約登録湿地等の保全管理に関する研修事業 (市町村会議、情報交換、先進地視察等)</p> <p>② 関係市町村が実施するラムサール条約関係事業への協力 (エコライフ・フェアへの参加)</p> <p>(2) 構成団体 ラムサール条約登録湿地に関係する68市町村 (平成28年8月現在)</p>	